

請願第1号

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度適用を求める意見書の
提出を求める請願

紹介議員

飛鳥井	佳子
北林	重男
富安	輝雄

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度適用を求める意見書の
提出を求める請願

要旨
国に対し、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度を求める意見書(参考意見書別記)を提出するよう請願します。
理由
障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的な理念等を定めている。
京都府においては、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に先立ち、平成 27 年 4 月から「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害者の社会参加を支援する取組み等を積極的に推進しているところである。
障害者の自立及び社会参加の促進をするためには、移動手段の確保は必要不可欠であり、鉄道などの公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。
しかしながら、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは少なく、障害種別間で格差が生じている。
ついては、国におかれては、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者と同様に精神障害者も適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的な理念等を定めている。

京都府においては、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に先立ち、平成27年4月から「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害者の社会参加を支援する取組等を積極的に推進しているところである。

障害者の自立及び社会参加を促進するためには、移動手段の確保は必要不可欠であり、鉄道などの公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかしながら、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは少なく、障害種別間で格差が生じている。

については、国におかれては、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者と同様に精神障害者も適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月27日

請 願 者

向日市議会議長

永 井 照 人 様